

議会基本条例各条文比較 整理シート

第 10 章 【議員の定数】

A案	<p>議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。</p> <p>2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。</p> <p>3 議員の定数は、別に条例の定めるところによる。</p> <p>《福山市参照》</p>
B案	